

グループホームえがとおほほえみ 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（目的）

第1条 この規程は、医療法人微笑会が設置運営する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の運営（以下「事業」という）及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

（運営の方針）

第3条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入所者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 入所者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称等）

第4条 本事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホームえがとおほほえみ
- 二 所在地 指宿市十町626

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数および職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
また従業員に必要な指揮・命令を行う。
- 二 計画作成担当者 2名（常勤）
認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。
- 三 介護従業者 16.2名以上（常勤換算）（日中の時間帯の勤務は利用者3名に対し常勤換算で1名以上とする）

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

第3章 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の方法、内容及び利用料、その他の費用の額

(入所定員及び居室数)

第6条 入所定員は、3ユニット27名とする。

(定員の厳守)

第7条 事業所は、入所定員及び居室を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(内容の手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第9条 本事業は、要介護者・要支援者（要支援2）であって認知症の状態にあるもののうち、小人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。

- 2 入所申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入所申込者が認知症の状態にある者。
- 3 自傷他害のおそれがないこと。
- 4 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- 5 入所者の退所の際には、入所者及び家族の希望を踏まえたうえで、通所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行う。

(介護計画の作成)

第10条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させる。

- 2 計画作成担当者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの入所者に応じた介護計画を作成し、入所者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 4 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、入所者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(介護等)

第11条 介護は、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

（介護の内容）

第 12 条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の介助
- 二 日常生活上の世話
- 三 日常生活の中での機能訓練
- 四 相談、援助等

（社会生活上の便宜の提供等）

第 13 条 入所者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 常に入所者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第 14 条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、1 か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。

- 2 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、1 か月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退所の手続きをとる。

（利用料等）

第 15 条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一 部屋代 （1 日）1,100 円
- 二 食 費 （1 日）朝食 385 円 昼食 605 円 夕食 605 円
おやつ 100 円
- 三 水道・光熱費 （1 日）500 円
（夏季：8 月、9 月 冬季：12 月、1 月）+130 円
- 四 医療機関へ入院された場合の費用の請求は、部屋代、共益費とする。
- 五 その他の費用（理容代、おむつ等）

- 2 月の途中における入所又は退所については日割り計算とする。

（外出及び外泊）

第 16 条 入所者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届を記入し、管理者に届け出るものとする。

（非常災害対策）

第 17 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を

確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

第4章 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第18条 入所者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保する。
 - 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 職員研修 年1回以上

（健康管理）

第19条 従業者は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

（衛生管理）

第20条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時対策・協力医療機関等）

第21条 入所者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。

- 2 入所者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講じる。
- 3 事業所は、あらかじめ協力医療機関を定めておく。
- 4 事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

（秘密保持）

第22条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

（苦情処理）

第23条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配備、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第24条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町

村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに行う

（調査への協力）

第25条 利用者の心身の状況を踏まえ、妥当、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護がおこなわれているかどうか確認するため市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（運営推進会議）

第26条 運営推進会議において、活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聞き、会議内容を記録し公表する。

（情報の開示）

第27条 本事業の提供において、常に自己評価を行い、定期的な外部評価の結果を公表する。

（個人情報の保持）

第28条 事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ得る。

（身体拘束の禁止）

第29条 本事業の提供において、常に利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束しないケアを実施する。

- 2 本人又は他の入所者の生命・身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入所者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

（虐待防止及び権利擁護）

第30条 本事業の提供において、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供並びに入所者の虐待防止及び権利擁護に努める。

（虐待防止に関する事項）

第31条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（記録の整備）

第32条 事業所は従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存を行う。

一 サービスの記録

二 提供した具体的なサービスの内容の記録

三 身体的拘束等の対応及び時間、その際の利用者の心身並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 市町村への通知に関する記録

五 苦情の内容等の記録

六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

1 この運営規定は平成12年5月1日から施行する。

附 則

1 この運営規定は平成15年5月1日から施行する。

附 則

1 この運営規定は平成18年10月1日から施行する。

附 則

1 この運営規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この運営規程は平成24年11月1日から施行する。

附 則

1 この運営規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この運営規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この運営規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この運営規定は令和6年4月1日から施行する。